

平成29年5月15日

結核指定医療機関 各位

京都府健康福祉部健康対策課  
(感染症対策担当 TEL075-414-4723)  
京都市保健福祉局医療衛生推進室健康安全課  
(感染症予防担当 TEL075-222-4421)

### 結核医療費公費負担申請に係る個人番号（マイナンバー）の記載及び様式変更について

時下、益々御清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、京都府及び京都市における健康福祉行政の推進に御協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（「マイナンバー法」）が施行されたことに伴い、標記の件について取扱い等を変更し、本年6月1日から適用いたしますので、別紙を御確認いただき、御理解、御協力いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、申請等について御不明な点等ございましたら、京都府健康対策課又は京都市健康安全課、若しくは以下の保健所・京都市医療衛生センターへお問い合わせいただきますよう、重ねてお願い申し上げます。

#### 【京都府保健所・京都市医療衛生センター一覧】

保健所	担当	管轄区域	連絡先	
			TEL	FAX
乙訓保健所	保健室	向日市、長岡京市、大山崎町	075-933-1153	932-6910
山城北保健所		宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、久御山町、井手町、宇治田原町	0774-21-2192	24-6215
山城南保健所		木津川市、笠置町、和束町、精華町、南山城村	0774-72-0981	72-8412
南丹保健所		亀岡市、南丹市、京丹波町	0771-62-2979	63-0609
中丹西保健所		福知山市	0773-22-6381	22-0429
中丹東保健所		舞鶴市、綾部市	0773-75-0806	76-7746
丹後保健所		宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町	0772-62-4312	62-4368
京都市医療衛生センター*	感染症担当	京都市	075-746-7200	251-7233

※ 平成29年4月1日から京都市の届出窓口が「京都市医療衛生センター」（市内共通）の1箇所になりました。

## 医療機関のみなさまへ

## 結核医療費公費負担申請書への個人番号（マイナンバー）の記入及び様式変更について

「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の施行に伴い、結核医療費公費負担申請書に個人番号（マイナンバー）の記載が必要となりました。

これに伴い、申請書を「申請書A」と「申請書B（診断書）」に分け、以下のとおり取り扱うこととしますので、御理解、御協力いただくとともに申請者への案内につきましても御配慮いただきますよう、お願い申し上げます。

## 1 申請の手順

- ① 結核と診断された方又はその保護者（以下、「申請者」という。）に公費負担制度を説明のうえ、申請書Aの記入について御案内ください。
- ② 医療機関において、申請書B（診断書）に記入いただき、保健所・京都市医療衛生センターへFAX送信してください（保健所・京都市医療衛生センターでは、FAX受信日を申請書受理日として取扱います）。
- ③ 申請書B（診断書）の原本、X線写真など、公費負担申請に必要な書類等を申請者に渡し、申請書Aとともに保健所・京都市医療衛生センターもしくは京都市各区支所の医療衛生コーナーへ提出するよう御案内ください。

## 2 個人番号の記入について

- (1) 申請書Aには初回申請時のみ、個人番号の記載が必要です。

申請者に対し、個人番号を記入のうえ、個人番号カード又は以下の①と②の確認書類を保健所・京都市各区支所の医療衛生コーナーへ提示するよう御案内ください（郵送の場合は写しを提出）。

- ①個人番号が確認できる書類

例：通知カード、個人番号付きの住民票等

- ②本人確認ができる書類

例：運転免許証、旅券（パスポート）等の顔写真付き本人証明書

## ※ 個人番号がわからない場合等の対応

認定事務を円滑に進めるため、個人番号がわからない場合や（1）の確認書類が揃わない等、申請書作成時に準備が整わない場合でも、申請に必要な書類を速やかに提出するよう御案内ください。

個人番号を記入せずに提出された場合は、保健所・京都市各区支所の医療衛生コーナーの職員が、後日、確認いたします。

- (2) 医療機関が個人番号を保存等することがないよう、お取扱いください。

申請書Aに記入された個人番号は、医療機関が誤って収集・保管しないようにしてください。

## 【注意事項】

- 申請書Aに個人番号を記載いただくのは、「初回申請時のみ」です。

初回申請時に個人番号を把握するため、継続申請や薬剤変更の際には記入する必要はありません。

- 医療機関が個人番号を収集・保管等することはできません。

（行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第20条）

- 患者等が病状等やむを得ない事由により申請手続きが困難な場合は、医療機関が申請を代行してください。

なお、この場合の取扱いについては裏面を参照してください。

## 医療機関が申請を代行する場合の取扱いについて

独居の方が入院する場合や病状等により申請書が記入できない場合など、やむを得ない事由があるときは、以下のとおり、医療機関において申請手続きを代行していただきますようお願いします。

## ■ 申請の手順

## 【申請者が申請書Aに記入できる場合】

- ① 申請者に公費負担制度を説明のうえ、申請書Aの記入について御案内ください。この際、記入後の申請書Aについては、封筒に入れて医療機関に提出するよう依頼してください。
- ② 医療機関において、申請書B（診断書）に記入いただき、保健所・京都市医療衛生センターへFAX送信してください（保健所・京都市医療衛生センターでは、FAX受信日を申請書受理日として取り扱います）。
- ③ 申請者から、記入した申請書Aが入った封筒を受け取り、申請書B（診断書）の原本、X線写真などの必要書類等と合わせて保健所・京都市医療衛生センターへ送付してください。

## 【申請者が申請書Aに記入できない場合】

- ① 医療機関において、申請書Aの記入を代行するとともに、申請書B（診断書）を記入してください。
- ② 記入した申請書B（診断書）のみを保健所・京都市医療衛生センターへFAX送信してください（保健所・京都市医療衛生センターではFAX受信日を、申請書受理日として取扱います）。
- ③ 申請書A、申請書B（診断書）の原本、X線写真など必要書類等と合わせて保健所・京都市医療衛生センターへ送付してください。

※ 個人番号の取扱いについては、表面の「2 個人番号の記入について」を参照してください。

なお、医療機関が申請書Aの記入を代行する場合は、「個人番号がわからない場合等の対応」に準じて、速やかに関係書類等の送付をお願いします。